

2022年11月30日

キリンビバレッジ株式会社  
代表者代表取締役社長 吉村 透留 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2 番4 号  
椿本ビル5 階502 号室  
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

## お問合せ

当団体は、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました。（組織概要についてはホームページをご参照ください。）

さて、当団体は、特定適格消費者団体として、貴社のホームページ等で販売されていた「トロピカーナ100%まるごと果実感 メロンテイスト 900ml 紙パック」（以下「**本件商品**」といいます。）について、消費者庁2022年9月6日公表の措置命令<sup>1</sup>（以下「**本件措置命令**」といいます。）及び本件措置命令を受け入れた貴社対応<sup>2</sup>を踏まえ、以下のとおりお問合せをします。2023年1月6日までに書面にてご回答いただきますようお願いいたします。なお、本件につきましては、本「お問合せ」の内容並びに貴社のご回答の有無等について、適宜公表いたします。

---

<sup>1</sup> [https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_220906\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220906_1.pdf)

<sup>2</sup> 2022年9月6日付貴社プレスリリース「景品表示法に基づく措置命令に関するお詫びと再発防止策について」

[https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2022/0906\\_02.html](https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2022/0906_02.html)

## 記

### 【質問事項】

本件措置命令対象期間（2020年6月9日から2022年4月13日）に販売された本件商品（以下「**本件対象商品**」といいます。）に関し、以下の数値及び質問にお答え下さい。

1. 本件対象商品の出荷個数から返品個数を引いた実質的な販売個数
2. 「1.」の内、貴社が一般消費者に直接販売した個数及びその売上高
3. 「1.」の内、貴社が把握可能な、該当商品を購入した一般消費者の人数及びその売上高（第三者を通じて売却した場合であっても、貴社が把握可能な場合を含みます。）
4. 本件対象商品について、消費者に商品代金を返金する意思の有無
5. 「4.」について返金意思がある場合
  - (1) 返金条件
    - ① 対象者（上記「2.」に限定するか等）
    - ② 本件措置命令記載の貴社の表示・広告（以下「**本件表示**」といいます。）内容によって誤認したことを条件とするか
    - ③ 「②」について条件とする場合、返金対象となる誤認の内容
    - ④ 代金支払に関する対象消費者の立証手段の要否及び内容
    - ⑤ 対象者が請求可能な期間
    - ⑥ 返金の範囲（全額返金若しくは部分返金の場合はその割合）及び返金手段
    - ⑦ その他関連事項等
  - (2) 「(1)」について、公表の有無、公表する場合の内容及び公表手段
  - (3) 「(1)」について、「3.」に該当する一般消費者に対し、個別通知の実施の予定の有無及び内容
6. 「4.」について返金意思のない場合、その理由
7. 景品表示法10条所定の返金措置の実施の予定の有無

8. 本件表示により本件対象商品の内容を誤認した消費者の想定数に対し、貴社の実施する返金が相対的に少額にとどまった場合（対象者が商品購入の事実を証明できない場合等を含みます。）、貴社は違法な表示・広告により不当な利益を得たとの評価もあり得るところです。これらの利益について保持しないための措置（例えば、貴社商品購入者（本件商品の購入者に限りません。）への還元や、第三者への寄付等を行う。）の予定の有無についてお答えください。

以上